



大竹 大輔

かえで通信

ご挨拶

本年も大変お世話になりました。
来年もかわらぬご指導をくださいますようお願い申し上げます。

寒さが一段と増して参りました。冬になりましたね！乾燥する季節なので火の元には十分お気をつけ下さい。
ところで、この「火」を見ないライフスタイルが増えているように感じます。私自身、たばこを喫まないでライターやマッチを持ち歩くことはありませんし、自宅はオール電化でガスコンロで火をつけることもありません。「火」は使い方を誤れば危険なものです、私たちに大きな恩恵をもたらす大切なものです。だからこそ「火」の扱い方を知る必要があると考えます。理科の授業で燃焼現象を学ぶと共に「火」の尊さも一緒に学ぶことも大切ですね。これは、私たち大人が未来を担う子どもたちに教えることの一つではないでしょうか。

さて、12月です！今年もあと僅かですね。今月は、平成27年各務原市議会第5回定例会が開催されます。今期、定例会では、高齢者の皆さまなどの買い物支援について一般質問を行う予定です。一般質問は、14日、15日の2日間開催されます。ご多用とは存じますが傍聴にお越し頂ければ幸いです。

それでは、今月も地域に根差した活動と共に幸せを実感できるまち各務原に向け精進して参ります。ご指導、ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い致します。



平成27年第4回定例会9月議会報告

平成27年第4回定例会が8月31日から9月25日までの26日間の会期で開催されました。今回も多くの皆様に傍聴の席にお越し頂き心より感謝申し上げます。

第4回定例会では、予算の補正、条例の制定・改定など21案件が上程され、全て可決承認されました。また、一般質問では、本市の空家対策と墓地事情について伺わせて頂きました。大竹大輔の一般質問は、次の通りです↓



本市の空家について

問：空家実態調査の進捗及び空家等対策の推進に関する特別措置法の完全施行後の行政の対応は？

答：今年の4月より、高齢化率、独居率の高い、市内6箇所の地区において空家の実態調査を行い、この結果、活用されていない空家は368戸あり、空家率は5.7%であった。また、特別措置法で規定される危険な空家(特定空家)に該当する恐れのある空家は2件確認があった。今後、この2件については、所有者を把握するとともに、適切な対応を依頼する。また、実態調査と併せて、空家所有者に対し、今後の空家の活用や、管理に関して困っている点などについてアンケートを行い、この結果は今後の空家対策に活かしていく。この度、制定された特別措置法では、空家の状態や周辺的生活環境へ著しく悪影響を与えている場合に、特定空家に認定し、所有者に対して、改善するよう、指導、勧告を命ずることができるようになった。特定空家に認定されると、個人の財産に重大な影響を及ぼすことから、慎重な判断が求められる。今後、国のガイドラインや、岐阜県の危険空家対応マニュアルなどを参考に、客観的な判定基準を整え、公平な審査体制の構築を進めていく。また、特定空家への対処のほか、空家の利用及び活用促進や、所有者が適正な管理を継続して実施できるような仕組みを作り、総合的な空家対策を進めることで、特定空家の増加を未然に防いでいく。

問：空家実態調査において地域とどのように連携を行っているのか？

答：空家の実態を把握しているのは、地域の方々である。今回の空家実態調査では、自治会の協力を得て、高い精度で、迅速に、空家を特定することができた。また、この調査に合わせ、空家に対する自治会の取組み状況についても、アンケートにより確認させていただいた。その中で、日常的に目視点検を行ったり、所有者と連絡が取れる体制づくりに努めるなど、日頃から、この問題を地域の課題として捉え、積極的に取り組んでおられた。地域が持つ空家情報を、市においても共有することで、正確な空家情報の積み上げが可能になるものと考え。地域との連携を強化し、地域の方々を課題を共有しながら、確実に正確な空家の把握に努め、課題解決を図っていく。

問：空家実態調査及び対策における民間企業との連携と今後の方向性は？

答：民間事業者が緑苑地区において実施しているモデル事業は、既存住宅が売却や賃貸物件として、市場に流通できるよう、品質保証に必要な住宅診断費用や、修繕に係る費用を、国土交通省が助成する事業です。この事業により、4件が住宅診断を受け、新たに売却物件として市場に流通している。市としても、このモデル事業が、民間 活力を利用した空家の利用及び活用を推進する事業であることから、円滑に実施されるよう、地元自治会への働き掛けを行うなど、支援した。市が行ったアンケート調査では、売却や賃貸物件として流通させたい、誰かにその相談をしたい、と言った意見が多くあった。今回のモデル事業を参考にして、所有者と地元企業とのマッチングが図れる仕組みを構築するなど、民間企業ともしっかり連携を図っていく。また、遠方に住んでいる方や、ご高齢の方など、ご自身で空家の管理をすることが困難な方が、

適正に、管理ができるよう、シルバー人材センターによる(仮称)空家見守りサービス実施に向けて準備を進める。空家には、それぞれに事情や状況が異なる。画一的な方法ではなく、1件1件丁寧に、また柔軟に、対処することが重要です。地域の空家が管理不全とならないよう、自治会や民間事業者、各種団体など、様々な方々と力を合わせ、効果的な空家対策を推進していく。

問：今後も空家対策として実態調査を行っていく必要があると考えるが市の対応は？

答：今年度実施した空家実態調査により、概ね空家の状況や空家所有者の声を聞くことができ、本市の空家状況の動向と、現状を知ることができた。今後は、自治会のみならず、市民の皆様から寄せられる空家情報を積み上げながら、市内の空家情報を取りまとめるとともに、必要に応じて実態調査を実施し、危険な空家の把握に努める。



公営墓地の方向性について

問：公営墓地の利用率・管理の状態は？

答：公園墓地「瞑想の森」の総区画数は、平成26年度末で3,018区画である。うち植栽等で使用ができな17区画を除くと使用可能な区画は、3,001区画である。使用許可をしている区画は、2,823区画で、使用率は94%になっている。墓地の管理は、使用許可証の交付の際に、使用者自らが適正に管理することをお願いしており、ほとんどの使用者の方は、お盆などお参りをされる際に、除草や墓石の清掃をするなど、適正に管理されているが、中には、雑草が繁茂し美観を損ねている区画もある。市では、墓地の使用状況の調査や隣接使用者などからの情報を基に、美観を損ねている使用者に対し、除草の依頼をするなど、適正な管理をお願いしているが、その件数は増加傾向にある。また、管理をする方がいない区画も発生しており、25年度には、後継者がいない無縁化した2区画に対し使用取り消しの措置を行った。

問：公営墓地に対する市民の声と今後の公営墓地のあり方についての考えは？

答：市営墓地に対する市民の皆様からのご意見として、昨年11月の「あさけんポスト」では、「後継者がいない人でも応募でき、安心してお墓に入ることができる市民の共同墓地の整備」の提案が寄せられた。また、昨年市営墓地公募の際に応募された方76名を対象に「墓地について」のアンケート調査を行い、「市は、今後どのような形態の墓地整備をしていくことが望ましいか」と尋ねたところ、「個々に区画されたお墓」と回答された方が45%の34名に対し、「共同墓地」と回答された方が55%の42名であった。「共同墓地」と答えられた方に、その具体的な内容を尋ねたところ、遺骨を屋内に安置するような「納骨堂」が29名、複数の方が共同で祀られる合葬型の墓地が13名であった。このアンケートの結果では、従来のような「区画されたお墓」を希望される方もいるが、後継者がいなくても管理者が永代にわたり供養や管理を行うお墓を求める方も多い。今後、市では、「少子高齢化」や「核家族化」が進む中で、市民の皆様が望まれる墓地の形態や需要についての調査やご意見を伺いながら、市民ニーズにあった墓地整備を進めてまいりたいと考えている。



一般質問を終えて

空家の実態調査や活用は、不断の取り組みが重要であり、今後も継続的に行うと共に自治会など地域の皆さま、そして地域の企業と連携して取り組む課題であると考えます。

少子高齢化に伴い、地域過疎の進行や空家率の上昇は増加傾向にあり、本市も例外ではありません。そのような状況下、高齢化率の高い地域では、高齢者にやさしい街づくりと共に、下支えとなる若い世代の移住・定住が強く望まれ、その為には、子育て支援の充実や本市で働く環境整備も並行して取り組むことが重要であると考えます。

また、墓地事情についてですが、子育て・高齢福祉への支援と共に、人生を終えてから次の世代へ引継ぐ環境整備(つまり公営墓地や共同納骨堂等のことですが)は、いつまで住みたい！子どもたちも住んで欲しい！この各務原市が一家の拠り所の地となって欲しい！と思う、魅力ある街づくりには欠かせないと考えます。多様化するライフスタイルの中で、墓地に対する考え方は様々ですが、行政は、公営墓地に関してもさらに市民の皆さまのニーズに合った環境整備を行って頂きたいと考えます。

二元代表制の一翼を担う議員は、行政のチェック機関とも言われますが、今後は、議員自身も提案力を持ち、行政運営に積極的にかつ建設的に提言する取り組みは益々重要になると考えます。今後も、地域の皆さまから頂きました貴重なご意見、提言やアイデアなど一般質問の場などで行政に伺って参ります。今回も多くの皆さまに傍聴にお越し頂きありがとうございました！



次回一般質問は？

平成27年第5回各務原市議会定例会では、次の2点について伺います！

- ・買い物困難者支援について
(本市の現状・八木山、尾崎小校区で開催された懇談会、今後の取り組みについてなど)
- ・寺子屋事業について
(事業の成果、事業を支援された企業や地域の皆さまの声、今後の取り組みについてなど)

※ 質問の動画は、市議会のホームページでご覧頂けます！

<http://kakamigahara.gijiroku.com/video/#>

※登壇予定日は、平成27年
12月15日(火)です。
ご多用とは存じますが、傍聴
にお越し頂ければ幸いです！

